まちづくりルール検討案について

当冊子は、平成29年2月に開催した「環4沿道まちづくり検討分科会」で区が提案したまちづくりルール案の内容をまとめたものです。ニュースの参考資料としてご活用ください。

まちの将来像

安全で安心な住環境と、店舗や事務所等も立地する、住宅を中心としたゆとりある街並みの形成を目指す

1 良好な住環境を確保しながら土地の有効利用を促進

まちづくりの方針

- 2 火災に強いまちづくりの実施
- 3 地区の特性を踏まえたまちづくりの実施

地区のエリアごとの都市計画事項について

(①~⑤の範囲は下図を参照)

(5)

第一種

住居地域 400% 60%

30m 第3種

高度地区

防火

無し

環4沿道30mの範囲に ついて、下図のような都 市計画の変更を検討して います。

凡例

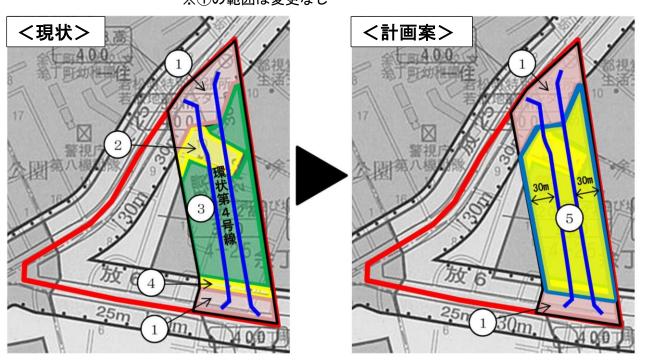
近隣商業地域

第一種中高層住居専用地域

第一種住居地域

区都市計画事項	1	2	3	4
用途地域	近隣商業 地域	第一種 住居地域	第一種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域
容積率	400%	300%	300%	400%
建ペい率	80%	60%	60%	60%
高度地区	30m	20m 第2種 高度地区	20m 第2種高 度地区	30m 第3種 高度地区
防火•準防 火地域	防火	準防火	準防火	防火
日影規制	無し	あり	あり	無し

※①の範囲は変更なし



これまでのまちづくりルール検討案について

1 用途地域の変更

用途地域は、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を 行い、土地利用の方向性を定めるものです。

当地区内の、第一種中高層住居専用地域の部分を第一種住居地域へ変更することを 検討しています。

●第一種中高層住居専用地域と第一種住居地域の違いについて 各用途地域における制限については以下のようになります。

第一種中高層住居専用地域

- 住宅、共同住宅
- 幼稚園、学校
- 図書館
- 宗教施設
- 診療所、病院等
- ・ 老人ホーム
- 事務所(住宅付属の一定規 模以下のもの)
- ・店舗・飲食店等(3階以上に設けるもの又は500㎡を超えるものは建てられません) など

:第一種住居地域への変更により、新たに建てられるようになる建物の用途

第一種住居地域

- 住宅、共同住宅
- 幼稚園、学校
- 図書館
- 宗教施設
- 診療所、病院等
- 老人ホーム
 - 事務所
 - 店舗、飲食店等
 - 自動車教習所
 - ・ホテル、旅館
 - 運動施設
 - ・工場(50 m以下で、危険性や環境悪化させるおそれが極めて少ないもの) など

※ただし、3,000 mを超える

ものは建てられません

2 防火地域の指定

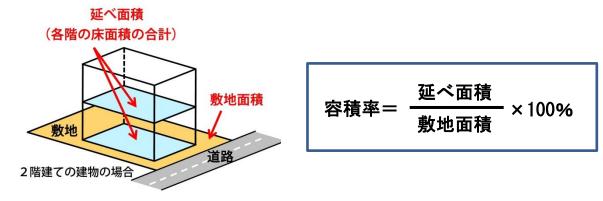
火災に強いまちを目指し、当地区内の準防火地域を防火地域に指定することを検討しています。 防火地域に指定されると、「準耐火建築物」または「耐火建築物」の建築が義務づけられます。

●準防火地域と防火地域の違いについて

準防火地域 防火地域 啓数 床面積 延べ面積≦500㎡ 1500㎡ <延べ面積 延べ面積≦100㎡ 100㎡ <延べ面積 4 階建て以上 耐火建築物(主に鉄筋コンクリート造・ 耐火建築物 3 階建て以上 (主に鉄筋コンクリート造・鉄骨造) 耐火建築物、 鉄骨造) 準耐火建築物、 3階建て 耐火建築物 耐火建築物 又は防火上必要な技術 基準に適合する建築物 又は 2 階建て以下 又は 準耐火建築物 準耐火建築物 **2** 階建て以下

3 容積率の変更

延べ面積の敷地面積に対する割合を「容積率」といい、土地の利用率を表します。



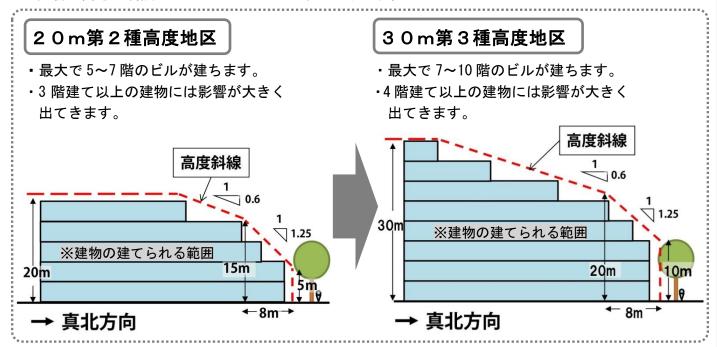
当地区では、容積率 3 0 0 %の部分を 4 0 0 %に変更することを検討しています。

4 高度地区の変更

「高度地区」とは、市街地の環境維持や土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度を定めるものです。

当地区では、20m第2種高度地区の部分を30m第3種高度地区へ変更することを検討しています。

●第2種高度地区と第3種高度地区の違いについて 建物の高さの制限のイメージは以下のようになります。



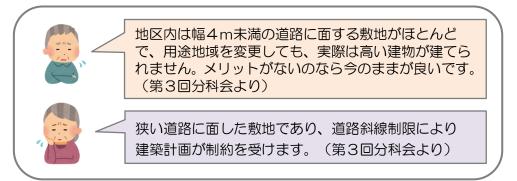
5 日影規制の廃止

「日影規制」とは、中高層建築物が周囲に落とす日影の時間を制限することにより、日照条件の悪化を防ごうとするもので対象区域と日影時間は、東京都の条例で定められています。 3に掲げる容積率の変更に伴い、**日影規制は廃止となります**。

新たな提案の追加について

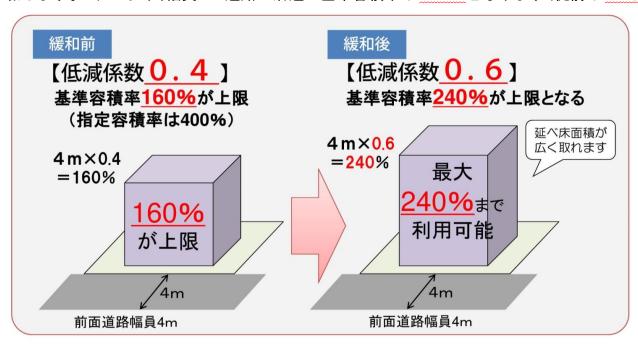
これまでの検討の中で、 右図のようなご意見があり ました。

こうしたご意見に対応するため、前回の分科会で、 以下のような提案を行いました。



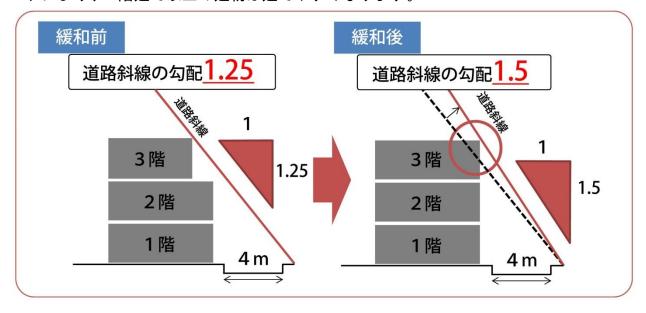
1. 容積率低減係数の緩和【0.4から0.6へ変更】

現在は、前面道路幅員による容積率低減係数は $\frac{0.4}{0.4}$ となっていますが、これを $\frac{0.6}{0.6}$ に緩和します。これにより、幅員 4m道路の沿道の基準容積率は $\frac{240\%}{0.6}$ となります(従前は $\frac{160\%}{0.6}$)。



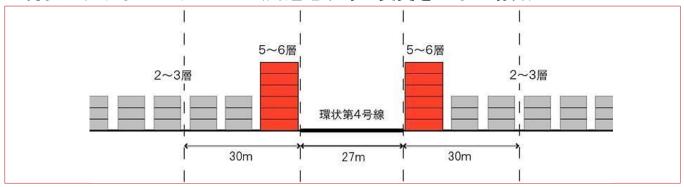
2. 道路斜線制限の勾配係数の緩和【1.25から1.5へ変更】

現在は、道路斜線制限の勾配係数は 1.25 となっていますが、これを 1.5 に緩和します。これにより、3 階建て以上の建物は建てやすくなります。

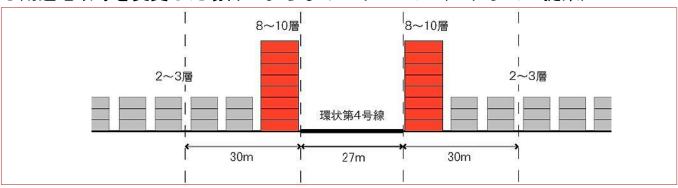


環状第 4 号線沿道 30m のまちなみのイメージ

●現状のまちなみのイメージ(用途地域等の変更をしない場合)



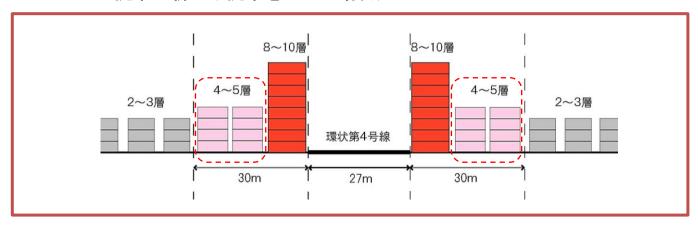
●用途地域等を変更した場合のまちなみのイメージ(これまでの提案)



- ・環4に面した敷地では、8~10階程度が建築可能(指定容積率400%を活用可能)です。
- ・環4に面さない敷地では、前面道路の幅員により基準容積率 160%までしか活用できず、 2~3 階建ての建物が建ち並ぶまちなみとなります。



◎用途地域等を変更し、容積率低減係数等の緩和を行った場合のまちなみのイメージ (これまでの提案に新たな提案を加えた場合)



・環4に面さない敷地では、緩和措置により基準容積率が240%となるため、4~5階建ての 建物が建ち並ぶまちなみとなります。

地区計画について

用途地域の変更にあたっては、原則として「地区計画」の策定が必須になります。

「地区計画」とは、地域の皆様で話し合い、合意形成を図りながら作っていく「まちづくりのルール」です。

地区計画で定められるルールの例としては、以下のようなものがあります。

	項目	イメージ	内 容				
	これから検討していきたい	ハと、考えています。					
	①用途の制限		地区にふさわしくない用途の建物 を制限します。				
地区計画で定めることができ	②壁面の位置の制限		敷地内空地の確保、良好な街区景 観の形成を行います。				
	③敷地面積の最低限度		狭小敷地による居住環境の悪化を 防止します。				
	④形態又は色彩その他 の意匠の制限		良好な街区景観を形成します。				
	⑤垣又はさくの構造の 制限		地震時の倒壊の危険を減らすた め、高さのあるブロック塀などを やめ、フェンスや生垣などにしま す。				
できる事項	その他にも、以下のような事項ののであった、フロは用途地域等の変更を提案しているため、必要に応じて検討していきます。						
項	⑥容積率の最高限度/最低限度						
	⑦高さの最高限度/最低限度						
	⑧建ぺい率の最高限度						
	9建築面積の最低限度						
	⑩緑化率の最低限度						